

## 議事録

審議会等名称 令和5年度第2回神奈川県政府調達苦情検討及び入札・契約監視委員会  
開催日時 令和6年3月1日(金) 14:00~15:15  
開催場所 Web会議システム(事務局:新庁舎12階県土整備局大会議室)  
出席者 ◎ 志賀 裕朗 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授  
委員長職務代理者○ 勝地 弘 横浜国立大学大学院都市イノベーション学府・研究院(都市基盤)教授  
石津 寿恵 明治大学経営学部 専任教授  
田中 稲子 横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授  
村瀬 景子 弁護士

### 議事

- 1 抽出事案の審議
- 2 入札・契約手続きの運用状況等について(報告)
- 3 その他(報告)

#### 1 抽出事案の審議

志賀委員長

抽出当番委員より結果のご報告をお願いします。

##### 【村瀬委員】

- (1) 整理番号 559 宿泊療養施設(アパホテル横浜関内) 包括委託契約

560 宿泊療養施設(東横イン横浜スタジアム前) 包括委託契約

コロナ対応が必要となった初期にも同種案件があり、当時も疑問なしとは言えないものの、その当時のコロナ感染症の先行き不透明さや緊急性の高さから、やむを得ない部分があったと考えられた。今回は令和4年分であり、令和2年当時と比較し、コロナ感染症への不透明さが低減していると思われ、随意契約とした経緯や金額等を含め契約内容の決定方法等を確認したい。

- (2) 整理番号 45 ヘリポート第2格納庫新築工事

高額な案件であり、不調となった背景、その契約金額の決定方法などが伺いたい。

##### 【田中委員】

- (1) 整理番号 175 新たな観光需要喚起策(仮称)業務委託

契約金額が非常に高いものだったが、予定価格の比率が100%であった。この予定価格に対して契約金額が、当初と、変更後がかなり違うということもあったので、このプロポーザル方式による実施状況などを伺いたい

- (2) 整理番号 24 (住営201) 県営二宮団地公営住宅建築工事(1期その2)

(類似案件:整理番号 25 (住営202) 県営二宮団地公営住宅建築工事(1期その3))

同じ県営の団地の工事だが、どちらも応札者数が2で、2番目の応札者である。いずれも予定価格超過だったため、経緯を教えてください。

(1) 整理番号 559 宿泊療養施設（アパホテル横浜関内）包括委託契約

560 宿泊療養施設（東横イン横浜スタジアム前）包括委託契約

【資料に基づき健康医療局から説明】

<質疑>

【村瀬委員】

アパホテルが3月10日、東横インが3月7日に発行した見積書がある。契約期間の約1ヶ月前だが、ホテルは通常営業はできないはずで、なぜ見積書の提出がこの時期なのか。アパホテルと東横イン1、2は非常に近接したエリアにあり、関内エリアにはこの他にも沢山のホテルがある。この2者を選定した経緯を時系列で説明いただきたい。また2者のお見積価格は同じであるが、価格決定のプロセスも伺いたい。

【健康医療局】

時期は、年度前に事前準備をする流れの中での時期となる。特別に早い遅いことはなく、契約締結の手続に沿って行われた。金額は令和3年度から両者と契約、契約時に居室の費用、運営費を積算し契約する。令和4年度も同額での積算し、見積もりを出してもらった。基本的には特別な対応をするホテル以外は同額になる。結果として同額で契約した。

【村瀬委員】

価格は令和3年の続きで一律、令和3年のときから決まっていたとの理解でよいか。

【健康医療局】

基本的に同じ業務をやっていただく事業者様に対しては同じ金額で、話をさせてもらう。

【村瀬委員】

この期間中に両ホテルを利用した人数を参考までに教えてもらいたい。

【健康医療局】

データはあるが、すぐに出せるものとしてないため、後程提出をさせていただく。

【村瀬委員】

食事提供業務委託仕様書が両者とも提出されている。アパホテルが目安として263食程度、東横インは、最大月に8000食、1日に平均すると266食という計算の業務委託仕様書になっている。各ホテルの規模からすると、部屋数が450部屋程度あるということで×1万位という借上料の設定になっている。これは、説明があったゾーニングやスタッフ用のスペースが必要となると、見込まれた利用者数の倍ぐらいの規模があるホテルが必要との判断だったか。

#### 【健康医療局】

施設の数だけ、運営スタッフが必要である。そのため一定の規模は必要。適切な運営ができる中規模のホテルを条件としている。

#### 【石津委員】

二者で18億円の案件なので、契約の状況と契約後の執行状況について確認したい。

まずアパホテルの契約期間の終了と変動費の支払等だが、5月8日に5類感染症に移行した。つまり一定期間後、宿泊療養施設に入所者がいなくなったと思われる。契約は9月末だが5類への移行後、いつ解除したか。契約期間終了まで固定費1日54万円ずつ払い続けたか知りたい。(アパホテルと東横インとの契約は9月末だが、感染症の収束等による契約解除は、2ヶ月前の通知で可能となっている(契約書26条))。

また変動費(1日5,500円/1人)は、契約期間中でも療養者がいない場合は、支払わないことを確認したい。

最後に、契約の締結日に関しても確認したい。東横インは4月18日に締結、契約期間が6月30日迄と3ヶ月間で、アパホテルは、4月22日に締結、契約期間が9月30日と6ヶ月間であり、後からの契約者が、長い契約期間になっている。後からの契約相手先が、なぜ長い契約期間になったのか。

#### 【健康医療局】

今回の審議対象は、令和4年の時期の話であり、コロナ対応があった時期だった(5類移行は令和5年5月8日)。本契約は、国からの公費支援に基づき費用を支払うため、支援の対象期間が確定しないと契約期間を決めることが出来ない。国から前年度3月末頃に、翌年度の対象期間(9月30日迄)に関する連絡がきた。そのため通常の施設は、4月1日から9月30日迄で契約した。

一方、東横インは、令和4年度の契約をする際(県は9月30日迄との希望はあったが)6月30日で契約を止めたいという要望があったがコロナ患者が落ちなかったため、9月30日迄の契約となった。

変動費は、実際の宿泊療養者数に対して支払いをするものである。実績報告をもらい、支払いをしており、入所がなければ払わない。

#### 【石津委員】

つまり令和4年度上期においては契約通りの執行がなされ、両者とも9月30日となった、でよいか。

#### 【健康医療局】

契約は9月30日迄だったが、自動延長の条項がついていた。国が年度末まで対象とする通知を出したため、アパホテルについては自動延長を適用し、年度末までの契約延長となった。

#### 【石津委員】

ずっと(事業を)やっていたと理解した。新しい年度については次回であると承知した。

#### 【村瀬委員】

実際の利用者数(変動費)がどれぐらい支払いになったか。データはこれ以前の実績も確認したい。ア

パホテルと東横インだけでも構わない。

## (2) 新たな観光需要喚起策（仮称）業務委託

【資料により国際文化観光局から説明】

<質疑>

【田中委員】

契約期間の延長と、契約金額について補足をしていただきたい。当初の契約が令和5年3月3日迄だったが、最終的にはどう読み取ればよいか。第6回は、変更なしという形で第5回が令和6年1月12日までと書いてある。

【国際文化観光局】

第6回は契約期間の延長ではない。本契約では、概算払いを行っていたが、最終的に実績額が、概算払額を下回ることが分かったため、11月に予定されていた概算払いを中止する内容の変更契約を行った。こちらは契約期間の延長が生じない変更契約である。

【田中委員】

承知した。その第5回の契約が令和6年1月12日までとあるが、これが最後の契約と理解すればよいか。

【国際文化観光局】

抽出事案個別調書を提出した後に再延長の契約を締結している。それが第7回の変更契約になる。契約期間を延長しただけであり、最終的には2月2日までとなっている。

【田中委員】

記載の契約金額は、当初予算に対して、延長した分が、積み上がったとの読み取り方でよいか。

【国際文化観光局】

当初の契約から、最終的な契約金額が、第6回のところに記載している契約金額である。第7回は増額がなかったため、契約金額としてはこちらが最終の額となる。

【田中委員】

2月まで延長された分は今後、また、増額されると読み取るのか。

【国際文化観光局】

当該変更契約は増額が発生しない延長であったため、契約金額としては第6回のところに記載している契約金額が、最終金額であり2月2日に業務は終了した。

【田中委員】

承知した。1点確認だが、根拠が分かるか分からないが、令和5年3月までだった契約が、令和6年で約1年延びている。この増額した分というのは妥当と判断できるのか。

**【国際文化観光局】**

基本的に本業務は共同企業体に運営全般を任せている。旅行割引の期間が延びれば人件費も増加する。その分も含めた増額である。都度、庁内で意思決定の上、この契約金額とした。

**【田中委員】**

承知した。

**【勝地委員】**

これはJV（共同企業体）での受注となっている。共同企業体でこういう業務をやるのは一般的か。

**【国際文化観光局】**

基本的に全国的な事業で、多くの自治体が委託した。共同企業体に委託したケースは多いかと思われる。大きな事業のため1つの企業で受けるのが、なかなか難しい部分があったと思っている。

**【勝地委員】**

了解した。今回はこの共同企業体が1者（1つ）応札（または提案）されたということと捉えてよいか。

**【国際文化観光局】**

ご認識のとおりである。

**【勝地委員】**

了解した。

**【石津委員】**

先の質問と重なるが、契約金額が当初予定額よりも、多分80億円ぐらいで、35%ぐらい増えたとの見方でいいか。

**【国際文化観光局】**

ご認識のとおりである。

**【石津委員】**

6つの契約書を見ると、旅行宿泊料割引額とかクーポン発行経費は事業費だと思うが、そちらの増加ではなく、事務局運営経費、すなわち管理費に該当する方が増額していると、金額から読み取れる。

事業費の増額は県民に還元されるものと思うが、管理費は事業者の収入になるので、それが80億円程度増えている。人件費の高騰はあるのかもしれないが、要因を知りたい。

【国際文化観光局】

事業期間を延長すると、いわゆる割引原資である旅行割引やクーポン経費が増額する。事務局経費も、指摘の通り増額をした。期間の延長に伴い、人件費が増額するのはやむを得ないとする。

【石津委員】

金額の内訳を見ると、運営経費が増えている。当初の契約や 2 回目の契約は、クーポン発行経費が別立てで計算して書かれているが、最後の方は合算された額である。事務局運営経費が大分増えたのが増額要因と思われるので、要因を聞きたい。

【国際文化観光局】

事務局経費（人件費、事務所の賃貸料）が増えたのは、実施期間が延長に伴い事務局の稼働期間も、伸びたためである。

【石津委員】

理解したが、事業費はちょっと減少と思うが、経費の方は 35% 増えている。

【国際文化観光局】

割引原資も増えている。例えば 1 回目の契約書を見ると、205 億円程度だが 5 回目の契約書を見ていただくと、250 億円となっており、割引原資も増えた。

【石津委員】

6 回目の方が、1 回目と比べると少ないかと思うが、凹凸はあるけれども、ほとんどが事務局運営経費の増加に見え、気になり質問させてもらった。

【村瀬委員】

国からの補助金の案件なので、国の名称変更に伴い案件名が二転三転したという話もあった。予定価格や実際に執行に際して色々膨らんだ結果、契約額が 309 億円となったのか。国からの補助金があるまま右から左へ、というイメージか。

【国際文化観光局】

国の補助金が 10 分の 10 である。期間延長時に国から追加で変更交付決定という形で増額があった。

【村瀬委員】

先ほど別の委員も質問しているが、共同企業体が組まれることによって競争がない。1 社ずつ、あるいは 2 社ずつの共同企業体での入札も可能であったと思われる。きちんと競争を働かせて、創意工夫があるプレゼンテーションを経て入札があり、契約に至るのが本来の税金の使われ方かなと思うが、本件はそういう発想がなかったのか不思議である。

【国際文化観光局】

向こうから提案をいただくものなので、例えば4社で上げてきたときに2社ずつにしてくださいというようなコントロールは、できないと考える。

【村瀬委員】

一番下には神奈川県旅行協会も入っているが、旅行業の大手4社による共同企業体ということか。

【国際文化観光局】

ご認識のとおりである。

【村瀬委員】

他の自治体も共同企業体で応札するという形で、相手方から言ってきたということか。

【国際文化観光局】

県は公募を出し、それに対し手を挙げた業者が共同企業体4社で組んでやりますということ。この規模の事業に取り組むにあたり協力してやりたかったと思う。県は応募者をコントロールできない。

【国際文化観光局（別担当者）】

当時、旅行会社はコロナ禍で非常に体力が落ちた状況下、複数に分かれて応札することは難しかったという感じがする。人や仕事も減っている最中に、このような観光需要喚起策をやっていたので、そういう点も少し考慮したという感じはする。

### (3) (住営201) 県営二宮団地公営住宅建築工事(1期その2) (以下「A工事」という。)

【資料に基づき県土整備局から説明 ※類似案件「(住営202) 県営二宮団地公営住宅建築工事(1期その3)」(以下「B工事」という。)についても併せて説明】

【田中委員】

A工事とB工事は工期が同じで工区が隣り合わせとなっているが、1本化して発注しなかった理由について伺いたい。また、工事面積がA工事の方がB工事の方よりも小さいにもかかわらず、予定価格についてはA工事の方が高くなっている理由についても併せて伺いたい。

【県土整備局】

A工事とB工事は高低差が5m程度あり、それぞれ別のところからアプローチする工事となるため、異なる業者が受注しても支障ないと考え、県内業者の受注機会の確保という観点も踏まえて分割して発注しました。予定価格についてはA工事では擁壁の杭基礎が必要となるため、B工事よりも高くなっている。

【田中委員】

同日開札において同一業者が落札することは、事例としてはよくあることなのか。

【県土整備局】

通常であれば受注機会の確保という観点から、一つの業者が一つの工事しか受注できないとする、取り抜け方式や近接条件の設定などを採用する場合もある。しかし、今回の A 工事で B 工事の擁壁等の工事は、建物の本体工事と接近しており土地の余裕もなかったことから、本体工事を受注している業者以外の業者にも応札してもらえないかわからない状況にあった。今回、県営住宅の建て替えに伴い、入居者に仮移転をしていただいている中で完成時期が遅れることを回避するためにも、入札が成立するよう取り抜け方式や近接条件の設定を採用しなかった。その結果として本体工事を受注している業者の落札となった。

#### (4) ヘルポート第二格納庫新築工事

【資料に基づき警察本部から説明】

【村瀬委員】

最低制限価格が 94 パーセントということで少し高い印象も受けるが、建築工事における通常の計算方法で算出しているということでしょうか。

【警察本部】

建築工事の直接工事費や共通仮設費等から割り当てる所定の計算方法で算出している。

【村瀬委員】

1 回目の入札において最低制限価格未満の業者は失格となり、その業者は 2 回目の入札時には参加できないということでしょうか。

【警察本部】

そのとおりです。

【村瀬委員】

見積り合わせの際には、最低制限価格未満の失格者も復活できる規定になっていることでしょうか。

【警察本部】

見積り合わせの業者選定については、失格者も選定できることとなっている。

【村瀬委員】

今回の見積り合わせで選定した業者は、一回目の入札で応札のあった 3 者ということでしょうか。

【警察本部】

そのとおりです。

【勝地委員】

不調後の随意契約のための見積り合わせについては、当初設計の変更など発注条件を見直して実



施したのか。

**【警察本部】**

当初発注時と同じ設計内容で実施した。

**2 入札・契約手続の運用状況等について**

ア 入札・契約方式別発注状況等について

イ 指名停止の状況について

**【資料に基づき会計局及び県土整備局から説明】**

**3 その他（報告）**

ア 次回開催日（令和6年9月3日 10時～）

イ 当番委員の確認（勝地委員/石津委員）

以上